

審 査 基 準 整 理 票

処分名	国民健康保険高額介護合算療養費の支給		
根拠法令名	国民健康保険法	第 5 7 条の 3	
基準法令名	国民健康保険法施行令	第 2 9 条の 4 の 2 ～ 第 2 9 条の 4 の 4	
所管部署	健康福祉部 保険年金課 資格給付係		
標準処理期間	9 0 日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 国民健康保険高額介護合算療養費の支給に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令の規定に定めるとおりとする。なお、当該法令が記載された図書は、担当課において備え置く。 <参考> 【根拠法令】 国民健康保険法 第五十七条の三 市町村及び組合は、一部負担金等の額(前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。ただし、当該一部負担金等の額に係る療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。 2 略			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。